宮監公表第 20 号 平成30年3月26日

宮崎市監査委員 宮崎市監査委員

梶谷欣 也 宮崎市監査委員 神 戸 洋一郎 伊地知 義 宮崎市監査委員 日 高 あきび

平成29年度行政監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく行政監査の結果を次のとおり公表します。

平成29年度

行政監査報告書

「公共施設におけるAED(自動体外式除細動器)の管理状況等について」

宮崎市監査委員

] 次

第	1	監	查	D7	種	類		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	2	監	查	か`	テ、	_,	マ	と	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1	監	查	か`	テ、	`	マ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	監	查	カ	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	3	監	查	か	実	施	摡	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1	監	查	か;	実	施	诗	期		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	監	查	カ	対	象		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	3	監	查	かき	着	眼	点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	4	監	查	の;	実	施	方	法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	4	監	查	意	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	1	A	Εl	D (の	管	理	状	況	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	2	A	Εl	D:	操⁄	作	に	関	す	る	講	習	の	受	講	状	況	等	に	つ	٧١	て		•	•	•	•	•		3
	3	ま	とと	め		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
第	5	A	Εl	D (D7	既	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	1	A	Εl	D (の	設	置	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
第	6	監	查	資	料		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	1	A	E 1	D (の	管.	理	状	況	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	2	A	Εl	D:	操	作	に	関	す	る	講	習	の	受	講	状	況	等	に	つ	٧١	て		•	•	•	•		1	1
		考賞																												
		関係	を通	扣	筀																									

※文中及び表中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。従って、比率の合計と内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

公共施設におけるAED(自動体外式除細動器)の管理状況等について

2 監査の目的

AEDは、平成16年7月に非医療従事者による使用が認められて以降、公共施設など市民が多数集まる場所を中心に急速に普及してきているが、平成21年4月16日付で厚生労働省から通知された「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」において、日常点検の実施や消耗品交換時の対応などAEDの設置者等が行うべき事項が整理され、AEDが常に良好な状態で使用できるよう管理することとなった。

本市においては、平成17年度に市庁舎等に設置されて以降、多くの施設に設置され、平成29年10月末時点で241台(消防局所管を除く)となっている。平成27年9月17日には、健康管理部長名で「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理について(依頼)」が通知され、その中で日常点検等AEDの設置者が行うべき事項について示されている。AEDの平成29年度上半期の使用実績は1件であったが、いつ、誰がAEDを使用する救命の現場に直面するとも限らないことから、その管理や操作に関する知識の習得は必要不可欠と考える。

今回、本市におけるAEDの管理状況及びAED操作に関する講習の受講状況を監査することにより、AEDの有効活用に資することを目的とする。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成29年12月15日から平成30年3月22日まで

2 監査の対象

- (1) AEDの管理状況:市の施設(指定管理者が管理する施設を含む)に設置されているAEDの管理等に関係する課等(消防局所管を除く)。
- (2) AED操作に関する講習の受講状況:消防局職員、派遣等職員及び臨時職員を除く 全職員(以下「職員」という)。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、本市の施設に設置されているAEDの管理状況及びAED操作に 関する講習の受講状況について、次の着眼点により、実施する。

- (1) AEDの管理状況について
 - ①日常点検は適切に行われているか。
 - ②点検結果の記録は適切に行われているか。

- ③消耗品の管理は適切か。
- ④AED本体の管理は適切か。
- (2) AED操作に関する講習の受講状況について
 - ①AED操作に関する講習の受講は十分か。

4 監査の実施方法

市の施設に設置されているAEDの管理状況について、関係課を調査するとともに、AED操作に関する講習の受講状況等について、職員に対しアンケートを実施した。

第4 監査意見

今回の行政監査では、市の施設に設置されているAEDについて、その管理が適切に行われているか、また、職員のAED操作に関する講習の受講状況等は十分かについて、管理状況等に関しては関係課への実態調査、受講状況等に関しては職員アンケートを実施し監査を行った。

調査結果については後述するが、改善すべき事項について項目別に意見を述べる。

1 AEDの管理状況について

(1) 日常点検について、市の施設に設置されているAED241台のうち、毎日実施しているのは88台(36.5%)に留まり、141台(58.5%)については毎日実施していない状況で、12台(5.0%)については「日常点検が必要なことを知らなかった」等の理由で全く実施していなかった。

また、点検担当者について、点検を実施しているAED229台のうち、25台(10.9%)が「出勤日が不規則」、「点検担当者の配置が必要なことを知らなかった」等の理由で配置されておらず、点検結果についても、記録しているのは87台(38.0%)で、142台(62.0%)が「必要性を認識していなかった」、「点検のみで終わっていた」等の理由で記録をしていなかった。

AEDは、常に良好な状態で使用できるよう日頃の管理が重要なことから、今後は 適切な日常点検の実施、点検担当者の配置及び点検結果の記録について徹底するよう 努められたい。

(2)消耗品及びAED本体の管理については、概ね適切に行われていたが、一部に交換時期の管理をしていないものや、交換時期及び耐用期間を超過しているものが見受けられた。

消耗品及びAED本体は、交換時期や耐用期間の経過後、直ちに使用できなくなるものではないが、AEDが必要とされる際、消耗品やAED本体の不備により使用できない事態があってはならないことから、消耗品の交換時期やAED本体の耐用期間を超過することのないよう、常に適切な維持管理に努められたい。

2 AED操作に関する講習の受講状況等について

(1) AED設置226施設におけるAED操作に関する講習の実施状況について、過半数の125施設(55.3%)は実施していたものの、101施設(44.7%)が実施していなかった。また、指定管理83施設における実施数は76施設(91.6%)であったのに対し、直営143施設における実施数は49施設(34.3%)であった。

AED設置施設の所管課等においては、すべての職員がAEDを操作できるよう講習等が受講できる環境を整備するよう検討されたい。

(2) AED操作に関する講習の職員の受講状況について、職員アンケートによると回答者2,296人のうち455人(19.8%)は今まで一度も受講したことがなく、受講したことがある職員1,841人についても、88人(4.8%)が過去5年間に5回以上受講している一方、約三分の一にあたる612人(33.2%)は平成24年度以前に受講して以降再受講していなかった。

また、8割以上の職員がAEDを使用する状況に直面した際、AEDの操作に自信がない又はわからない、と回答している。

市の施設では、いつ、誰がAEDを使用する救命の現場に直面するかわからないことから、職員においては講習を定期的に受講するなど、適切な知識の習得に努められたい。

(3) AED設置場所の認知状況について、職員アンケートによるとAEDが設置されている施設の職員で設置場所を知っていたのは2,051人のうち1,626人 (79.3%)、AEDが設置されていない施設の職員で近くの設置場所を知っていたのは245人のうち118人 (48.2%) という結果となるなど、設置場所について十分に周知されていなかった。AEDの設置場所については、すべての職員が知っておくことが緊急時の迅速な対応に繋がることから、施設の所管課等においてはAED設置場所の更なる周知に努められたい。

3 まとめ

今回の行政監査の結果、AEDの管理状況については、日常点検を実施していないもの、点検担当者の未配置及び点検結果の記録が行われていないなど、適切な管理がなされていないものが見受けられ、また、職員のAED操作に関する知識の習得等についても十分でない結果となった。

AEDを使用する事態は、いつ、どこで発生してもおかしくなく、日頃から適切な管理を行い、操作方法を習得しておくことは当然のことであり、「点検の不備により正しく作動しなかった」、「操作方法がわからなかった」では済まされない。

AEDの所管課等においては、日頃の適切な管理及び庁内LAN等を利用した設置場所の周知を徹底するとともに、職員においては、AED操作に関する定期的な知識の習得により、AEDが有効に活用できるよう努められたい。

第5 AEDの概要

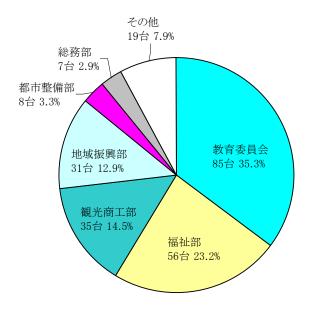
1 AEDの設置状況

(1) 部局別設置状況

平成29年10月31日時点で、市の施設に設置されているAEDは241台(消防局所管を除く)で、設置台数が多い部局は、教育委員会が85台(35.3%)、福祉部が56台(23.2%)、観光商工部が35台(14.5%)、地域振興部が31台(12.9%)の順となっており、4部局で全体の85.9%を占めている。また、これらの部局内で設置台数が多い課は、教育委員会では保健給食課が74台、福祉部では子育て支援課が33台、観光商工部ではスポーツランド推進課が32台、地域振興部では地域コミュニティ課が21台である。

部 局 名	施設数	台数(台)	構成比率(%)
総務部	7	7	2. 9
地域振興部	31	31	12. 9
福祉部	55	56	23. 2
健康管理部	4	4	1. 7
農政部	3	3	1. 2
観光商工部	22	35	14. 5
都市整備部	8	8	3. 3
佐土原総合支所	3	3	1. 2
高岡総合支所	4	4	1. 7
清武総合支所	1	1	0.4
教育委員会	84	85	35. 3
上下水道局	4	4	1. 7
合 計	226	241	100.0

※設置状況については、保健医療課資料を基に作成した。



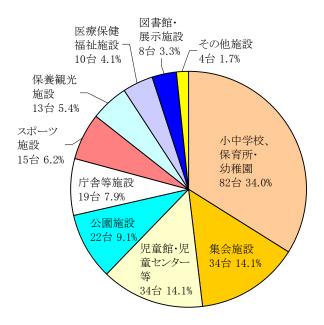
(2) 施設別設置状況

施設別の設置状況について、設置台数が多い施設は、小中学校、保育所・幼稚園が82台(34.0%)、集会施設及び児童館・児童センター等が34台(14.1%)、公園施設が22台(9.1%)の順となっており、4施設で全体の71.4%を占めている。

その他施設については、青少年育成センター、宮崎市葬祭センター、宮崎みたま園、 橘通東3丁目駐車場($Y \cdot Y PARK$)である。

施設区分	台数(台)	構成比率(%)
小中学校、保育所・幼稚園	82	34.0
集会施設	34	14. 1
児童館・児童センター等	34	14. 1
公園施設	22	9. 1
庁舎等施設	19	7. 9
スポーツ施設	15	6. 2
保養観光施設	13	5. 4
医療保健福祉施設	10	4. 1
図書館・展示施設	8	3. 3
その他施設	4	1.7
合 計	241	100.0

- ※設置状況については、保健医療課資料を基に作成した。
- ※施設区分については、資産経営課資料を参考に作成した。



第6 監査資料

1 AEDの管理状況について

平成 29 年 10 月 31 日時点で、市の施設に設置されている 241 台のAED (消防局所管を除く)の管理状況について調査を行った。

(1) AEDの日常点検の実施等について

平成21年4月16日付厚生労働省通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」によると、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施することとなっている。 点検担当者の主な役割は、

ア AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し記録すること

イ AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することなどである。

① 日常点検の実施状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
毎日実施している	88	36. 5
毎日実施していない	141	58. 5
全く実施していない	12	5. 0
合 計	241	100.0

日常点検の実施状況について、毎日実施しているものが88台(36.5%)、毎日実施していないものが141台(58.5%)で、12台(5.0%)については全く実施していなかった。

全く実施していない理由として、「日常点検が必要なことを知らなかった」が 11 台、「新規に設置したため点検を実施していなかった」が 1 台であった。

①-1 点検を毎日実施していないAEDの状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
週1~2回実施している	19	13. 5
月1回実施している	15	10. 6
不定期に実施している	69	48. 9
年1回実施している	38	27. 0
合 計	141	100.0

点検を毎日実施していないAED141台の状況について、週 $1\sim2$ 回実施しているものが19台 (13.5%)、月1回実施しているものが15台 (10.6%)、不定期に実施しているものが69台 (48.9%)、年1回実施しているものが38台 (27.0%)であった。

② 点検担当者の配置状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
配置している	204	89. 1
配置していない	25	10. 9
合 計	229	100.0

点検担当者の配置状況について、「毎日点検を実施している」、「毎日ではないが 点検を実施している」AED229 台のうち、点検担当者を配置しているものが 204 台(89.1%)で、25 台(10.9%)については点検担当者を配置していなかった。

②-1 設置施設毎の点検担当者の配置状況

	項目	台数(台)	構成比率(%)
	職員・教員(1名)	70	51. 5
直	職員・教員(複数)	40	29. 4
直営	リース業者	5	3. 7
施	委託業者(警備会社等)	2	1.5
設	設置業者	1	0.7
	配置していない	18	13. 2
	合 計	136	100.0
坮	項目	台数(台)	構成比率(%)
指定管	指定管理者(1名)	29	31. 2
	指定管理者 (複数)	55	59. 1
理	リース業者	2	2.2
施	配置していない	7	7. 5
設	合 計	93	100.0

直営施設に設置された点検を実施しているAED136台における点検担当者の配置状況について、最も多いのは職員・教員(1名)で70台(51.5%)、次いで職員・教員(複数)が40台(29.4%)、リース業者が5台(3.7%)、委託業者(警備会社等)が2台(1.5%)、設置業者が1台(0.7%)の順となっており、18台(13.2%)については配置していなかった。

指定管理施設に設置された点検を実施しているAED93 台における点検担当者の配置状況について、最も多いのは指定管理者(複数)で55台(59.1%)、次いで指定管理者(1名)が29台(31.2%)、リース業者が2台(2.2%)の順となっており、7台(7.5%)については配置していなかった。

点検担当者を配置していない25台について、理由は次のとおりである。

理由	台数(台)	構成比率(%)
出勤日が不規則なため	9	36.0
点検担当者の配置が必要なことを知らな かった	8	32.0
リース業者が点検しているため	2	8.0
特になし	2	8.0
勤務がシフト制のため	1	4.0
異常が見られる時に点検しているため	1	4.0
誰でも目に付く場所に設置しており皆で 確認できるから	1	4.0
職員が近くを通った時チェックしている から	1	4.0
合 計	25	100.0

③ 点検結果の記録状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
記録している	87	38. 0
記録していない	142	62. 0
合 計	229	100.0

点検結果の記録状況について、「毎日点検を実施している」、「毎日ではないが点検を実施している」 A E D 229 台のうち、点検結果を記録しているものが 87 台 (38.0%) で、142 台 (62.0%) については点検結果を記録していなかった。

③-1 設置施設毎の点検結果の記録状況

	項目	台数(台)	構成比率(%)
直	職員・教員	45	33. 1
営施	リース業者	1	0.7
施	委託業者 (警備会社等)	1	0.7
設	記録していない	89	65. 4
	合 計	136	100.0
指	項目	台数(台)	構成比率(%)
指定管理施	指定管理者	38	40. 9
官理	リース業者	2	2. 2
	記録していない	53	57. 0
設	合 計	93	100.0

直営施設に設置された点検を実施している $A \to D136$ 台における点検結果の記録状況について、最も多いのは職員・教員で 45 台 (33.1%)、次いでリース業者及び委託業者 (警備会社等)が 89 台 (65.4%) については記録していなかった。

指定管理施設に設置された点検を実施しているAED93 台における点検結果の記録状況について、最も多いのは指定管理者で 38 台 (40.9%)、次いでリース業者が 2 台 (2.2%) の順となっており、53 台 (57.0%) については記録していなかった。

点検結果を記録していない142台について、理由は次のとおりである。

理由	台数(台)	構成比率(%)
必要性を認識していなかった	51	35. 9
点検のみで終わっていた	39	27. 5
点検結果を記録するよう指示がなかった	18	12. 7
特に理由はない	11	7. 7
異常があった時には業者等に連絡するよ うにしているため	9	6. 3
異常があった時のみ記録している	9	6. 3
リース業者が記録していると思っていた	3	2. 1
口頭での報告のみで終わっていた	2	1.4
合 計	142	100.0

④ 消耗品(電極パッド、バッテリー)の交換時期の管理状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
交換時期を記録した表示ラベルで確認	228	94. 6
表示ラベル以外の方法で確認	6	2. 5
リース会社が管理 (把握)	6	2. 5
交換時期の管理はしていない	1	0.4
合 計	241	100.0

消耗品の交換時期の管理状況について、交換時期を記録した表示ラベルで確認しているものが 228 台 (94.6%)、表示ラベル以外の方法で確認しているもの及びリース会社が管理(把握)しているものが各 6 台 (2.5%)で、1 台 (0.4%)については消耗品の交換時期を管理していなかった。

表示ラベル以外での確認方法として、「保証書等で確認」、「消耗品に記載された 使用期限を直接確認」しているものが各3台であった。

また、交換時期を管理していない1台について、理由は「消耗品の交換時期について意識していなかったため」であった。

項目	台数(台)	構成比率(%)
交換時期以内であったもの	240	99. 6
交換時期を超過していたもの	1	0.4
合 計	241	100.0

消耗品の交換時期状況について、交換時期以内のものが 240 台 (99.6%) で、1 台 (0.4%) が交換時期を超過していた。交換時期を超過した理由は、「交換時期について意識していなかった」であった。

⑤ 表示ラベルの取付け場所

項目	台数(台)	構成比率(%)
AEDキャリングケース	137	60. 1
AED本体	76	33. 3
AED収納ボックス	15	6.6
合 計	228	100.0

消耗品の交換時期を表示ラベルで確認している 228 台について、ラベルの取付け場所は、AEDキャリングケースが 137 台 (60.1%)、AED本体が 76 台 (33.3%)、AED収納ボックスが 15 台 (6.6%) で、いずれも確認しやすい場所に取付けられていた。

⑥ AED本体の管理状況

項目	台数(台)	構成比率(%)
耐用期間以内であったもの	240	99. 6
耐用期間を超過していたもの	1	0.4
合 計	241	100.0

AED本体の耐用期間は、機種によって異なるものの概ね6年から8年となっている。AED本体の管理状況について、耐用期間以内であったものが240台(99.6%)で、1台(0.4%)が耐用期間を超過していた。耐用期間を超過した理由は、「他施設のAEDを移管予定のため更新しなかった」であった。

2 AED操作に関する講習の受講状況等について

(1) AED設置施設における講習の実施について

AED設置施設においては、AEDを使用する救命の現場に直面する可能性があるため、AED操作のための講習を受講することが必要である。

① AED設置施設における講習の実施状況

項目	施設数	構成比率(%)
実施している	125	55. 3
実施していない	101	44. 7
合 計	226	100.0

AEDを設置している 226 施設における、AED操作に関する講習の実施状況について、実施しているのは 125 施設 (55.3%) で、101 施設 (44.7%) については実施していなかった。

①-1 施設毎の実施状況

直	項目	施設数	構成比率(%)
営	市の所管課等で実施	49	34. 3
施	実施していない	94	65. 7
設	合 計	143	100.0
指	項目	施設数	構成比率(%)
指定管	項 目 指定管理者が実施	施設数 76	構成比率(%) 91.6
指定管理施設			,, , ,

直営 143 施設の実施状況について、市の所管課等で実施しているものが 49 施設 (34.3%) で、94 施設 (65.7%) については実施していなかった。

指定管理 83 施設の実施状況について、実施しているものが 76 施設 (91.6%) で、7 施設 (8.4%) については実施していなかった。

(2) AED操作に関する講習の職員の受講状況について

職員は、施設内又は施設外においてAEDを使用する救命の現場に直面した際、正しく使用することができるようAED操作に関する講習を受講しておくことが望ましい。そこで、平成29年11月1日現在の市職員のうち3,180人を対象に、AED操作に関する講習の受講状況等についてアンケートを行い、2,296人(72.2%)から回答を得た。その結果、これまでにAED操作に関する講習を受講したことがある職員は、1,841人(80.2%)であった。

① 職名別の受講状況

職名	回答数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
正職員・再任用職員	1, 593	1, 347	84.6
嘱託員	703	494	70. 3
合 計	2, 296	1,841	80. 2

職名別の受講状況について、正職員・再任用職員が1,593人中1,347人(84.6%)、 嘱託員が703人中494人(70.3%)であった。

② 年齢別の受講状況

年 齢	回答数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
20歳未満	4	4	100.0
20歳~29歳	324	312	96. 3
30歳~39歳	403	331	82.1
40歳~49歳	633	506	79.9
50歳以上	932	688	73.8
合 計	2, 296	1,841	80.2

年齢別の受講率について、20歳未満が4人中4人(100%)、20歳~29歳が324人中312人(96.3%)、30歳~39歳が403人中331人(82.1%)、40歳~49歳が633人中506人(79.9%)、50歳以上が932人中688人(73.8%)となっており、年齢が上がるに従って受講率が低下する結果となった。

③ 部局別の受講状況

部 局 名	施設数	回答数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
企画財政部		42	37	88. 1
総務部	7	58	45	77. 6
税務部		215	158	73. 5
地域振興部	31	281	223	79. 4
環境部		94	48	51. 1
福祉部	55	322	270	83. 9
健康管理部	4	95	86	90. 5
農政部	3	70	56	80.0
観光商工部	22	46	42	91. 3
建設部		92	68	73. 9
都市整備部	8	107	89	83. 2
佐土原総合支所	3	71	68	95.8
田野総合支所		54	40	74. 1
高岡総合支所	4	73	63	86. 3
清武総合支所	1	51	47	92. 2
会計管理者		10	7	70.0
議会事務局		14	9	64. 3
選挙管理委員会事務局		8	6	75. 0
監査事務局		10	8	80.0
農業委員会事務局		15	15	100.0
教育委員会	84	405	327	80. 7
上下水道局	4	163	129	79. 1
合 計	226	2, 296	1,841	80. 2

受講率が高い部局は、農業委員会事務局 100%、佐土原総合支所 95.8%、清武総合支所 92.2%、観光商工部 91.3%、健康管理部 90.5%となっている。

④ 年度別の受講状況

年 度	受講者数(人) ※複数回答
平成29年度	438
平成28年度	479
平成27年度	483
平成26年度	459
平成25年度	426
平成24年度以前	1, 230
合 計	3, 515

年度別の受講状況について、延べ3,515人で、平成24年度以前の受講を除くと 毎年度平均457人の受講状況となっていた(複数回答)。

⑤ 過去5年間の受講回数状況

受講回数	回答数(人)	構成比率(%)
5回以上	88	4.8
4回	75	4. 1
3回	79	4.3
2回	255	13. 9
1回	732	39. 8
0回	612	33. 2
合 計	1,841	100.0

過去 5 年間の受講回数状況について、最も多かったのは 1 回で 732 人 (39.8%) であった。5 回以上受講している職員が 88 人 (4.8%) いる一方、612 人 (33.2%) が平成 24 年度以前に受講して以降再受講していなかった。

(3) AEDの使用について

① AEDの使用実績状況

項目	回答数(人)	構成比率(%)
使用したことがある	61	2.7
使用したことがない	2, 235	97. 3
合 計	2, 296	100.0

AEDの使用実績状況について、これまでに講習等以外で実際にAEDを使用したことがある職員は 2,296 人中 61 人 (2.7%) であった。

② AED操作の可否状況

項目	回答数(人)	構成比率(%)
自信がある	416	18. 1
自信がない	998	43. 5
わからない	882	38. 4
合 計	2, 296	100.0

AEDを使用する状況に直面した際、実際に操作できるかとの問いに「自信がある」と回答した職員は 416 人 (18.1%) で、「自信がない」が 998 人 (43.5%)、「わからない」が 882 人 (38.4%) であった。

(4) AED設置場所の認知状況について

職員は、AEDが必要な時に迅速に対応できるよう、AEDの身近な設置場所を知っておく必要がある。

① AED設置場所の認知状況

項目	回答数(人)	構成比率(%)			
AEDが設置されている施設					
設置場所を知っている	1,626	79. 3			
設置場所を知らない	425	20. 7			
合 計	2,051	100.0			
AEDが設置されていない施設					
近くの設置場所を知っている	118	48. 2			
近くの設置場所を知らない	127	51.8			
合 計	245	100.0			

AED設置場所の認知状況について、AEDが設置されている施設において、設置場所を知っている職員が 2,051 人中 1,626 人 (79.3%)、AEDが設置されていない施設において、近くの設置場所を知っている職員が 245 人中 118 人 (48.2%)となっており、AED設置施設においては、約8割が設置場所を知っていたのに対し、AED設置がない施設においては、過半数が近くの設置場所を知らない結果となった。

参考資料

関係通知等

1	1 平成16年7月1日厚生労働省医政局長通知 非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について ・・・	1~	3
2	2 平成 21 年 4 月 16 日厚生労働省医政局長通知 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について ・・・・・	4~	7
3	3 平成27年9月17日健康管理部長通知 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理について ・・・・・・・	8~1	2

(参考)

【改正後全文】 医政発第0701001号 平成16年7月1日 医政発0921第11号 平成24年9月21日 最終改正 医政発0927第10号 平成25年9月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士(以下「有資格者」という。)以外の者による自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillators。以下「AED」という。)の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書(以下「報告書」という。)が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者(以下「心停止者」という。)に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民(報告書第3の3の(4)「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しな

い者をいうものとする。以下同じ。)がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたもの であり、これによるものとすること。

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。

4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をする ことが期待・想定される者を対象に実施される講習

報告書第3の3の(4)において、「非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習」は、「その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすものであること。

5 講師養成のための講習

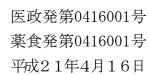
報告書第3の3の(2)において、自動体外式除細動器の使用に関する講習の講師について、「地方公共団体の消防担当部局や公的な団体が実施する一定の講習プログラムを修了した非医療従事者が、一般市民を対象とした基本的心肺蘇生処置の指導員となり、これまでも講習のすそ野を広げることに貢献している実績に鑑み、自動体外式除細動器の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムを修了した者も講師として活用するべき」とされているほか、「公的な団体において、関係学会等の協力を得て、講師養成のための指導教育プログラムを作成し、その普及を図ることが適当である」とされていることを踏まえて、その講師養成のための講習の内容については、別添3の通りとすること。また、当該講習の内容を修了した者も講師として活用するものであること。

6 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の 仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカル コントロール体制の充実強化について(平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚 生労働省医政局指導課長通知)」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体 制の確立に引き続き努めること。

7 その他

- (1) 別添2及び3の講習の内容及びその実施について、基本的心肺蘇生処置及び自動体外式除細動器の使用に関し十分な知識・経験を有する医師による指導又は助言を適宜得ること。
- (2) 講習内容は、各講習の受講者が身につけるべき最低限の内容であるので、当該 講習の内容について必要に応じて充実を図ることや、各団体等が実施している 応急手当等の講習内容に組み入れることについては、差し支えないものである こと。
- (3) 事後検証の結果等を踏まえて、講習の内容やあり方について、関係学会等の協力を得て、公的な団体で適宜見直していくものであること。





各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、平成16年7月1日付け 医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用について その取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、 商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

- 1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎(出先機関を含む。)、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
- 2. 貴管下の各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、<u>各市町村の庁舎(出先機関を含む。)及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。</u>
- 3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、 医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理して いるAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
- 4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、<u>AEDの更なる普及のための啓発を行う</u>際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
- 5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施する<u>AEDの使用に関する講習会において、</u> AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話:03-5253-1111 (内線2751,2758)

夜間直通:03-3595-2435

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者(AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。) は、<u>設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置</u>し、<u>日常点</u> 検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、 設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は 複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な 状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者(以下「製造販売業者等」という。)に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように<u>AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。</u>

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3)消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された 新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに 取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、<u>設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施</u>するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL http://www.gqzaidan.jp/AED/aed.htm

平成27年9月17日

課 長 部

各 殿

委員会事務局長

健康管理部長

自動体外式除細動器(AED)の適切な管理について(依頼)

自動体外式除細動器 (AED) は、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定 する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管 理が行わなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療 機器です。

救命救急時において AED を正常に作動させるためには、日頃から設置者が適 切な管理等を徹底することが重要ですので、別紙及びリーフレットの内容につ いて周知していただくとともに、日常点検の実施及び消耗品の交換等を徹底し ていただきますようお願いします。

特に、電極パッドやバッテリー等の消耗品については、使用期限があります ので、所管している AED の表示ラベル等を確認され、適切な時期に交換または 予算措置をされますようにお願いします。

なお、市の所管施設に設置している AED の管理状況を把握するため、別途調 査を予定しておりますので、ご協力いただきますようお願いします。

平成26年10月末現在の設置状況は、下記の部門フォルダに掲載しておりま すのでご参照ください。

【部門フォルダ】

保健所一健康管理部一保健医療課 一庁内共有(閲覧のみ) 【AED】設置状況

文書取扱 健康管理部保健医療課

管理係(荻原・前﨑)

直通;29-4111 内線;70-4241

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう!



いざという時に、AED (自動体外式除細動器)がきちんと使えるように 日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が 決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限 が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

[日常点検での確認事項]

インジケーターの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。 日常点検する際には、インジケーターの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。 表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

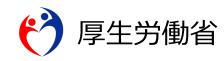
[問い合わせ先]

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック(Paramedic)	日本CUメディカル	0120-910-256	http://www.japan-
アイパッド(IPAD)	システム株式会社		cu.com/
カルジオライフ	日本光電工業	保守受付センタ	http://www.aed-
(cardiolife)	株式会社	0120-233-821	life.com/
ライフパック	フィジオコントロール	ライフパックお客様センター	http://www.physio-
(LIFEPAK)	ジャパン株式会社	0120-715-545	control.jp/
ハートスタート	株式会社フィリップス	0120-802-337	http://www.philips.co.jp/
(HEARTSTART)	エレクトロニクスジャパン		AED/index.page
ZOLL AED Plus	旭化成ゾールメディカル	旭化成AEDコールセンター	http://www.ak-zoll.com/
半自動除細動器	株式会社	0800-222-0889	
パワーハート G3	オムロンヘルスケア	AEDカスタマーサポートセンター	http://www.aed.omron.c
HDF-3000	株式会社	0120-401-066	o.jp/

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索(一般財団法人日本救急医療財団) http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm



厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111 (代表) 内線2751,2758 AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器 > AEDの点検をしていますか

AED の点検、ここがポイント!

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。 うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。 点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、 しっかり引き継ぎをしましょう。

サポートサービスの活用を!

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理自体を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

[サポートサービスの例]

- A E D に自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、 受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- ●購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からの八ガキやメールに注意

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることもあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

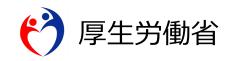
AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書 に記載されていますので、必ず、確認して おきましょう。

廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理 医療機器として、製造・販売会社が設置場 所を登録・管理しています。

そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。



厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111 (代表) 内線2751,2758 AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器 > AEDの点検をしていますか

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者(AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。)は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、 設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は 複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な 状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者(以下「製造販売業者等」という。)に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように<u>AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。</u>

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3)消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された 新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに 取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、<u>設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施</u>するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索(財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm